

須坂都市計画道路の変更（長野県決定）

都市計画道路中 3・5・3 号駅前線ほか 1 路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・5・3	駅前線	須坂市 大字須坂 字宗石	須坂市 大字日滝 字宮原	太子町	約3,120m	地表式	2車線	12m	幹線街路と平面交差3箇所	
			なお、起点付近に約3,030㎡の駅前交通広場を設ける								
	3・4・4	山田線	須坂市 大字村山 字柳島	須坂市 大字須坂 字中町	東横町	約4,270m	地表式	2車線	17m	上信越自動車道との立体交差1箇所 幹線街路と平面交差3箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

本都市計画区域において須坂市伝統的建造物群保存地区を決定することに伴い、2 路線について一部区間の変更及び終点位置の変更をするものである。

併せて、1 路線について都市計画法施行令の一部を改正する政令（平成 10 年政令第 331 号）及び都市計画法施行規則の一部を改正する省令（平成 10 年建設省第 37 号）に基づき、車線数を決定する。